

事務連絡
令和3年2月26日

各都道府県
指定都市
中核市

児童福祉主管部局・ひとり親家庭施策担当部局
生活困窮者自立支援制度主管部局
障害保健福祉部局
介護保険担当主管部局

御中

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

「孤独・孤立を防ぎ、不安に寄り添い、つながるための緊急フォーラム」
及び子ども食堂等が活用可能な支援施策の周知について

新型コロナウイルス感染症への対応として子ども食堂の運営上留意すべき事項については、これまで累次の事務連絡において、子ども食堂が地域で多様な形態で運営がなされている実態を踏まえた留意点として、感染拡大の防止に向けた対応、地域の実情に応じた取組の推進等についてお示しをされているところです。

子ども食堂は、子どもの食事の確保はもとより、子どもたちが安心して過ごせる場所を提供するものであり、「子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進及び子ども食堂の運営上留意すべき事項の周知について」（平成30年6月28日付け厚生労働省子ども家庭局長ほか連名通知。以下「子ども食堂通知」という。）においても、「子どもの食育や居場所づくりにとどまらず、それを契機として、高齢者や障害者を含む地域住民の交流拠点に発展する可能性があり、地域共生社会の実現に向けて大きな役割を果たすことが期待され」るものとして、その意義を確認しています。

また、社会全体のつながりが希薄化している中で、新型コロナウイルス感染症の影響により人との接触機会が減っており、それが長期化することで社会的な孤独・孤立の問題の深刻化が懸念されています。子ども食堂等は、こうした状況下において、感染防止に配慮しつつ、社会的な孤独・孤立を防ぎ、人と人とのつながりを守る活動として推進していくべきものです。国としてもしっかりと支援をしていきたいと考えており、地方公共団体におかれても、こうした子ども食堂等の活動の意義を踏まえ、その運営に格別の配慮をお願いしたいと考えています。

今般、令和3年2月25日に開催された「孤独・孤立を防ぎ、不安に寄り添い、つながるための緊急フォーラム」及び令和2年度第3次補正予算において子ども食堂等が活用できるようになった施策等について、お知らせします。

各都道府県におかれては、下記を参考にしつつ、引き続き、子ども食堂の運営に格別の配慮をお願いするとともに、貴管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に対し周知をお願いいたします。

また、子ども食堂の運営者のほか、地域住民及び福祉関係者に周知されるよう、関係団体への協力要請等よろしくお取り計らい願います。

記

1 「孤独・孤立を防ぎ、不安に寄り添い、つながるための緊急フォーラム」について

令和3年2月25日に「孤独・孤立を防ぎ、不安に寄り添い、つながるための緊急フォーラム」が開催されました。同フォーラムでは、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中で、感染防止に配慮した形でつながりの活動を展開していくことが大切であることや、悩んでいる方に向けて、様々な支援策があり、悩みを相談して欲しいことなどについて、別添1のとおり民間参加者からのメッセージ集が発出されています。フォーラムの資料全体については、下記の内閣官房ホームページに掲載されていますので、御参照いただきますようお願いいたします。

(内閣官房ホームページ)

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodoku_tsunagaru_forum/dail/gijisidai.html

2 令和2年度第3次補正予算において子ども食堂が活用できるようになった施策等について

(1) 子どもの見守りを行う子ども食堂等への補助について

子どもの見守り体制を強化するため、子ども食堂や子どもに対する宅食等の支援を行う民間団体等が、子ども等の状況の把握や食事の提供等に要する経費を補助する「支援対象児童等見守り強化事業」については、令和2年度第2次補正予算において盛り込まれたところですが、別添2のとおり、令和2年度第3次補正予算において、安定的実施に向けて更なる財政措置を盛り込んだところですので、積極的に御活用いただきますようお願いいたします。

(2) 地域子供の未来応援交付金について

子ども食堂通知において、子ども食堂等の居場所づくり事業といった、地域における総合的な支援体制の確立に向けた地方自治体の取組に活用できる補助として、「地域子供の未来応援交付金」を御紹介しているところ、別添3のとおり、令和2年度第3次補正予算及び令和3年度予算案においても、関係予算を盛り込んでいます。子ども食堂等における活用例としては、食材や弁当容器等の購入費、食材を運ぶための輸送費等の事業に必要な経費等が考えられますので、積極的に御活用いただきますようお願いいたします。

(内閣府ホームページ)

<https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/torikumi/koufukin/index.html>

(3) 子ども食堂への食材提供について

農林水産省において、令和2年度第1次補正予算「国産農林水産物等販売促進緊急対策事業」に引き続き、別添4のとおり、令和2年度第3次補正予算において「国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業」を盛り込み、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている国産農林水産物等を、学校給食や子ども食堂等へ提供する際の食材費や輸送費等を支援することとしています。

本事業については、1次公募の申請〆切の関係上、別途メールにて周知していますが、今後、令和3年3月上旬より2次公募を行う予定です。今後の公募状況や社会情勢等を踏まえ、日程は変更されることがありますので、詳細については、末尾の農林水産省ホームページ及び販路多様化事業事務局のホームページを御覧いただくようお願いいたします。

(農林水産省ホームページ)

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tayouka/201216.html>

(販路多様化事務局ホームページ)

<https://hanrotayouka.jp/>

(4) 子ども食堂等及び子ども宅食に対する政府備蓄米の無償交付について

農林水産省において、新型コロナウイルスの感染拡大を背景に、子ども食堂等における食事の提供が学校給食の補完機能を果たすなど、あらためてその役割が再認識されたことから、昨年5月より子ども食堂等を対象にて、政府備蓄米の無償交付を行っておりますが、今般、新たに、別添5のとおり、子育て家庭に食材を提供する「子ども宅食」も対象に追加することとしました。「子ども食堂等を活用したつながり支援に関する取組事例集の公表等について」(令和2年7月9日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室ほか連名事務連絡)において、地域の感染状況を踏まえ、感染防止に配慮した好事例として、弁当配布への切替え等についても御紹介しているところ、こうした取組を実施している子ども食堂においても、活用について御検討いただきますようよろしくお願いいたします。

(農林水産省ホームページ)

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/kokumotu/bichikumai.html>

【参考資料】

(別添1) メッセージ集

(別添2) 支援対象児童等見守り強化事業について

(別添3) 地域子供の未来応援交付金について

(別添4) 国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業について

(別添5) 政府備蓄米の無償交付について

※子ども食堂等に関する過去の事務連絡は以下の一覧を御参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09853.html

【照会先】

(記2 (1) 支援対象児童等見守り強化事業)

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室調整係

電話：03-5253-1111 (内線 4896、4862)

(記2 (2) 地域子供の未来応援交付金)

内閣府政策統括官(政策調整担当)付参事官(子どもの貧困対策担当)付

電話：03-5253-2111(内線 38222、38218)

(記2 (3) 国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業)

農林水産省大臣官房政策課国産販売促進チーム

電話：03-3502-8111 (内線 3089)

(記2 (4) 政府備蓄米の無償交付)

農林水産省政策統括官付穀物課

電話：03-3502-8111 (内線 4239)

池田 昌弘

NPO法人全国コミュニティライフ
サポートセンター理事長

つながりを切らない！
感染予防と工夫で、家族、友人、近所が気かけ
合い声をかけ合う地域に。見守りや身体活動等を
専門職も一緒になって広げよう！



栗林 知絵子

NPO法人豊島子どもWAKUWAKUネットワーク理事長

地域の子どもの見守り育てることができるのは、近所に住む地域住民です。
勇気を出して「おせっかい」しましょう。
あなたの一言が、子どもの未来を変えます。

奥田 知志

NPO法人抱樸理事長

経済的困窮と社会的孤立を同時に解消する仕組みが
必要です。「この人には何が必要か」と共に「この
人には誰が必要か」を問い続ける社会で在りたい。



大空 幸星

NPO法人あなたのいばしょ代表

「あなたのせいではありません。」
誰かに頼るのは、恥ずかしいことでも悪いことでもない。
悲しみの果てには幸せがあると言える社会を共に目指しましょ
う。



清水 康之

NPO法人自殺対策支援センターライフリンク代表

新しいつながりが、新しい解決力を生む。
誰もが命の危機に直面しかねない不安な状況だから
こそ、「誰もが生きる道を選べる社会」の実現へ。



あなたは一人じゃない!!

孤独・孤立を防ぎ、不安に寄り添い、つながるための
緊急フォーラム メッセージ集

米山 広明

一般社団法人全国フードバンク
推進協議会事務局長

困ったときはお互い様、
一人で悩まず、声を上げてください



橘 ジュン

NPO法人BONDプロジェクト代表

生きづらさを感じている女の子たちへ。
落ち着かなくて不安な時はSOSを出してほしいよ。
声を聞かせてね。
安心できる心の居場所、一緒に作っていきましょう。



湯浅 誠

NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ理事長

人々はすでに
「つながりつづける力」を発揮している



服部 幸應

学校法人服部学園理事長

コロナ禍ではオンラインでもいいので、
週に1回、おじいちゃん、おばあちゃんと共に食事をしませんか。



中川 翔子

歌手・タレント

今はみんなで一つになって協力し合うことが大事。
悩んでること、不安は身近にいる人に打ち明けよう。
あなたは一人じゃない、手を取り合い繋がりましょう。



支援対象児童等見守り強化事業

令和2年度第3次補正予算：36億円（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

目的

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもの見守り機会が減少し、児童虐待のリスクが高まっていることから、市町村の要保護児童対策地域協議会が中核となって、子ども食堂や子どもに対する宅食等の支援を行う民間団体等も含めた様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高い子ども等を見守り、必要な支援につなげることができる体制の強化を推進する必要がある。また、未就園児は、地域の目が届きにくく、子どもの状況を把握することが困難な場合もあることから、母子保健施策等の必要な支援につなげるための取組を強化する必要がある。
- そのため、要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子ども等の居宅を訪問するなどし、状況の把握や食事の提供、学習・生活指導支援等を通じた子どもの見守り体制を強化する「支援対象児童等見守り強化事業」について、安定的実施に向けて、引き続き財政支援を行う。

補助基準額

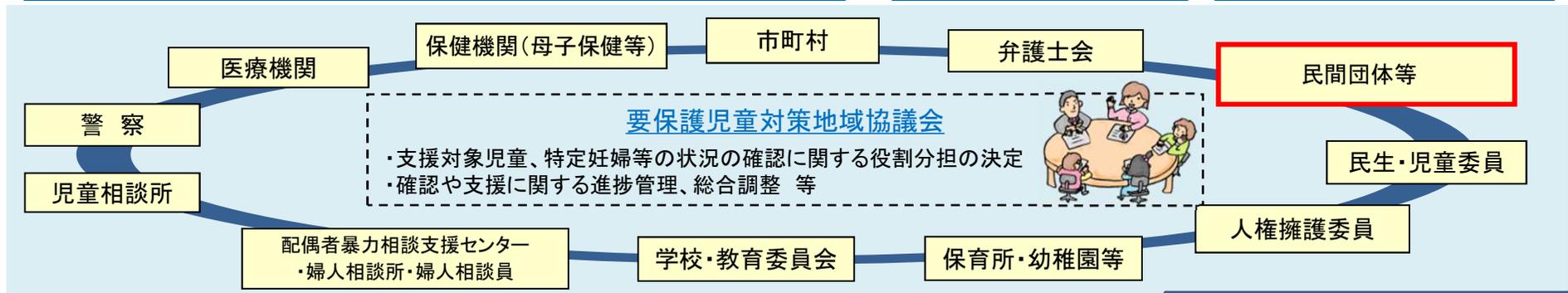
1か所当たり：9,723千円
 ※民間団体等の支援スタッフの person 費、訪問経費など事業実施に係る経費

補助率

国：10/10（定額）

実施主体

市町村（特別区含む）



定期的な状況把握・支援

子育て支援を行う
 民間団体等※
 (子ども食堂、子ども宅食等)
 ※要対協の構成員に限定しない



民間団体等の支援スタッフが訪問等を実施

状況の把握



食事の提供



学習・生活指導支援等



見守り体制の強化



支援対象児童等の居宅等

地域子供の未来応援交付金

(令和2年度(3次)補正予算1.5億円、令和3年度予算案1.5億円)

多様かつ複合的な困難を抱える子供たちに対しニーズに応じた支援を適切に行うため、子供たちと「支援」を実際に結びつける事業を実施する過程を通じて、関係機関等による連携を深化し、地域ネットワークの形成を図る地方自治体を支援する。

内閣府

地方自治体

実態調査・計画策定

- ・補助率: 1/2
- ・補助基準額(補助対象事業費の上限): 300万円(①②の合計)

①実態調査・資源量の把握

- ・貧困の状況にある子供等の実態把握と支援ニーズの調査
- ・支援ニーズに応えるため、地域の資源量(支援を行う民間団体の状況等)の把握



②支援体制の整備計画策定

- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に定める計画の策定

※令和元年の法改正により、都道府県だけでなく、市町村に対しても計画の策定が努力義務化



子供等支援事業

- ・補助率: 1/2
- ・補助基準額: 最高1,500万円(①②の合計)、最高300万円(③)

①子供たちと「支援」を結びつける事業

- ・コーディネーター事業(アウトリーチ支援等)
- ・子供食堂等の居場所づくり事業



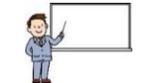
②連携体制の整備

- ・自治体内部(福祉部門・教育部門)、社協、地元企業・自治会・NPO等の民間団体との連携



③研修の実施

- ・都道府県及び市町村担当者、子供の貧困対策支援活動従事者等



新型コロナウイルス感染症 対応としての交付金活用例

- ①子供食堂や研修会等の多くの人が集まる事業の実施に当たり、アルコール消毒液やマスク等の衛生用品を購入するための経費
- ②感染防止のため密にならないよう、通常より大きな会場とした場合も含め、会場借料等の経費
- ③食材や弁当容器等の購入費、マッチングした食材を運ぶための輸送費等の事業に必要な経費

国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業

250億円

農林水産省

補助金

補助事務局
(事業実施主体)

- ・事業実施者の募集
- ・審査・交付事務
- ・事業内容の周知

別添4

民間団体等（事業実施者）

- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、「価格、在庫量、販売額又は販売量が**2割以上**低下又は増加した国産農林水産物等」（「対象農林水産物等」。**品目限定なし**）を活用した以下の4つの取組を支援します。
- ・事業実施者は、**販路多様化等に資する新たな取組を実施**することとします。

1. インターネット販売

2. テイクアウト・デリバリー等の活用

3. 創意工夫による多様な販路の確立

4. 学校給食、子ども食堂等への食材提供

Q&A

(Q1) 「2割」はどのように算出すれば良いですか。

(A1) 令和2年10月以降の任意の1か月以上の価格等を過去平均と比較して算出します。出荷伝票や在庫証明書など客観的な証明書類を提出していただく必要があります。

(Q2) 「新たな取組を実施」とはどういうことですか。

(A2) 令和2年10月以降に上記の1～3に掲げる取組を新たに実施することとします。既に取り組んでおられる方は、本事業の対象農林水産物を活用した新メニューを取り扱う、特設ページを新設するなど、販路多様化に資する工夫を新たに講じることとします。なお、「4. 学校給食、子ども食堂等への提供」においては、「新たな取組」は求めないこととします。

(Q3) 補助対象単価はありますか。

(A3) 補助対象単価の上限は、過去5年のうち最高と最低を除いた3年を平均した額とします。

(Q4) 事前着手はいつから可能ですか。

(A4) 交付決定後の事業着手が基本ですが、出荷時期が限定されているなど、早期の事業実施が事業目的の実現のために必要な場合には、緊急事態宣言が再発令された1/8以降の取組開始が可能です。この場合、全ての取組が採択されるとは限らないため、交付決定前に生じた損失は自らの責任とすることを了知の上、事業を開始していただくものとします。

今後の予定等

	1次募集	2次募集（予定）
公募期間	終了(2月8日～2月22日)	3月上旬～4月上旬（1か月間）
採択通知、割当内示時期	3月初旬頃	4月中旬
事業実施期間	3月上旬(交付決定後)～3月26日	4月中下旬(交付決定後)～7月末

※あくまで予定であり、今後の申請状況や社会情勢等を踏まえ、日程は変更されることがございます。

販路多様化事務局ウェブサイト <https://hanrotayouka.jp>

事務局お問合せ先 TEL:0570-030525、mail: info@hanrotayouka.jp

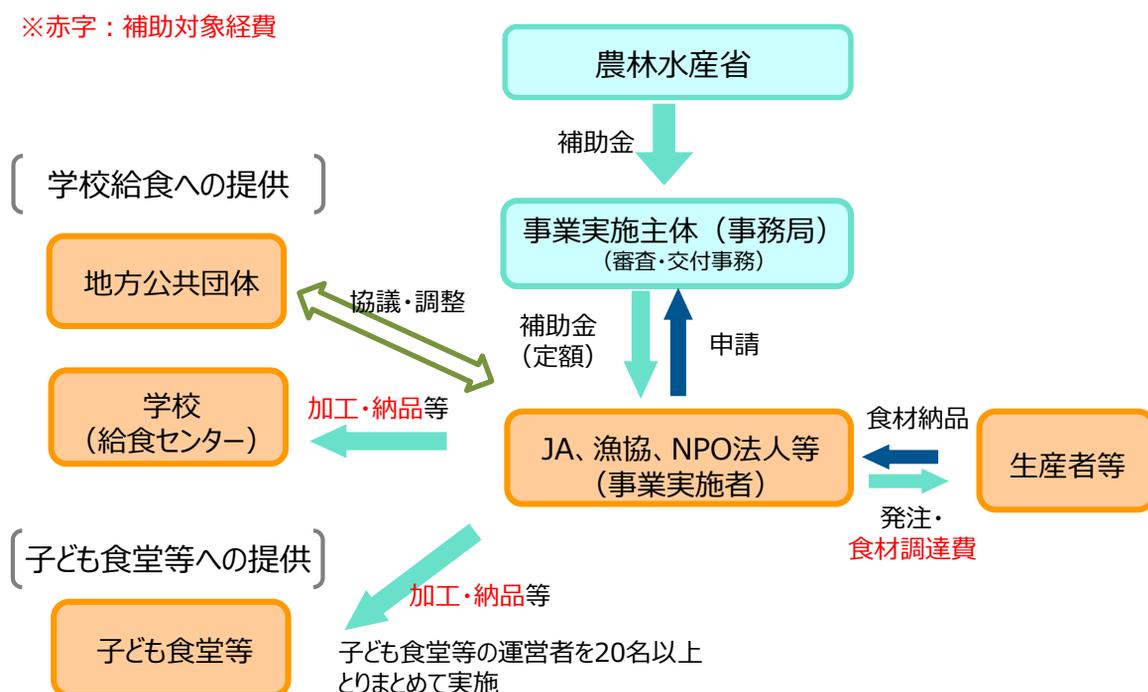
4 学校給食・子ども食堂等への食材提供

支援対象経費・補助率

学校給食・子ども食堂等への食材提供に係る食材調達費、資材費、輸送費等
⇒定額（実費相当額）

事業の流れ

※ここには、事業実施者の一例を記載しておりますが、生産者等、実需者等と形成するコンソーシアムや子ども食堂の運営団体を含め、幅広い者が事業実施者になることができます。詳細は実施要領等をご確認下さい



留意点

- ・支援対象は、対象農林水産物等やその生産活動についての理解増進に資する取組を行う学校給食、幼稚園、保育園、学童保育、子ども食堂及び子ども宅食の子ども世代への食材の提供です。
- ・1取組当たりの補助上限は1億円（子ども食堂等への提供は3,000万円）、下限は100万円です。
- ・1施設当たりの提供回数は各施設2回、各回1人あたりの対象農林水産物等の食材の調達上限単価は1,000円です。

背景・目的

- 新型コロナウイルスの感染拡大を背景に、学校給食の補完機能を果たす「子ども食堂等」に加え、子ども食堂が集まりにくい中で、子育て家庭に食材を届ける「子ども宅食」の取組が拡大しています。
- 従前より政府備蓄米を活用して学校給食におけるごはん食の拡大を支援してきた無償交付制度の枠組みの下、子ども食堂等や子ども宅食においても食育の一環としてごはん食の推進を支援します。



事業内容

〔子ども食堂等〕

- ごはん食を提供する子ども食堂等（食事提供団体）の取組に交付。
- 前年度より米の使用量の増加が見込まれる場合。
(食事提供団体ごとに、60Kg/年間を上限に交付)

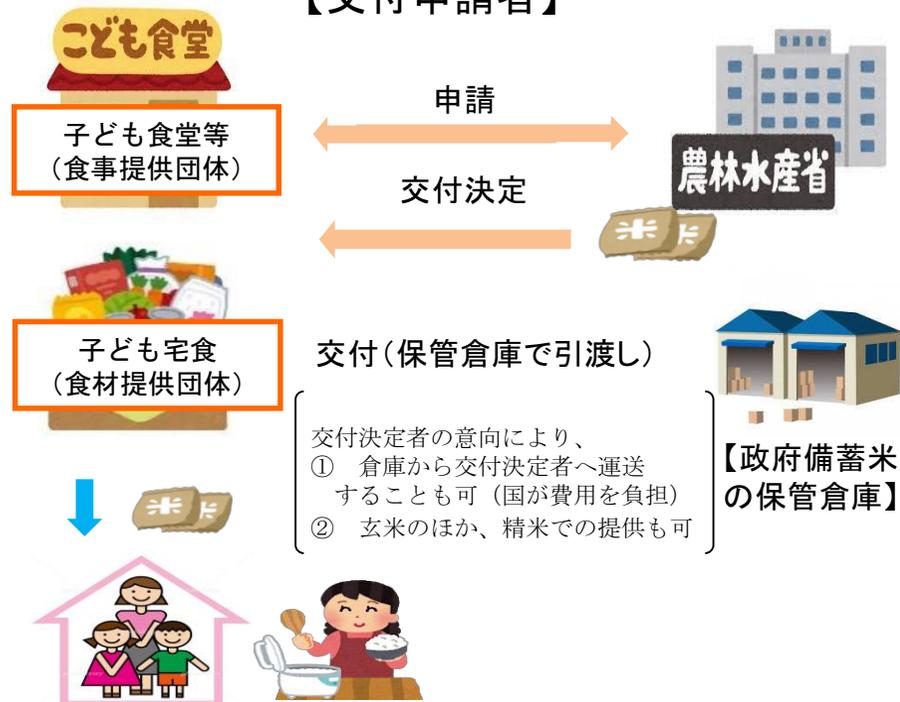
〔子ども宅食〕

- 食材提供を希望する子育て家庭に、直接、政府備蓄米と他の食材を併せて配付頂ける団体（食材提供団体）に交付。
- ごはん食の魅力が伝わるチラシやレシピなど活用し、子育て家庭に対して、ごはん食の魅力を伝えるなどの食育の取組を行うことが条件。（食材提供団体ごとに、300Kg/年間を上限に交付）

- 交付対象者 ※以下の要件を満たした団体

- ・「都道府県や市区町村等と連携し、子育て家庭の情報を基に活動をしている団体」又は「公的支援を受けている団体」
- ・「子育て家庭に直接、食事又は食材の提供を行っている団体」

【交付申請者】



申請方法

- 農林水産省に直接申請。
- 依頼を受けた団体が交付申請書を取りまとめて提出することも可能。（交付申請者は、食事提供団体、食材提供団体です。）

本事業の内容については、以下の担当まで直接お問い合わせください。

【お問い合わせ先】 政策統括官付穀物課消費流通第1班
(ダイヤルイン：03-3502-7950)